

稲城市剣道連盟慶弔費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、連盟運営の遂行上必要な慶弔費等の支出について必要な事項を定めるものとする。

(慶弔費等の種類)

第2条 慶弔費等の種類は、原則として次のとおりとする。

慶弔費等の種類	対 象	金 額 等
結婚祝	会員本人（在籍3年未満）	祝電
	会員本人（在籍3年以上）	5,000円及び祝電
昇段祝	六段 会員本人（在籍3年以上）	稽古衣（10,000円程度）
	七段 会員本人（在籍3年以上）	袴（20,000円程度）
	八段 会員本人（在籍3年以上）	別に定める。
死亡弔慰金	会員本人	10,000円、生花又は花環
	会員本人の配偶者	5,000円
	会員本人の両親	弔電
	上部、友誼団体の三役本人	5,000円
疾病見舞金	会員本人（入院7日以上）	5,000円

(支払の決定)

第3条 前条の慶弔費等の支出は、理事長、副理事長、会長及び副会長の協議によって決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは理事長が決定し、かつ、支出することができる。

(1) 毎年開催される大会等で従来より支出しており、その目的及び額が適正なもの

(2) 緊急に支出を要するもので、前項に規定する協議をする暇がないとき

(報告)

第4条 理事長は、慶弔費等を支出してときは、慶弔費等支出報告書（様式）を作成し、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

付 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 稲城市剣道慶弔規程（平成2年8月26日理事会議決）は、廃止する。

付 則（平成18年2月5日改正）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

様式（第4条関係）

慶弔費等支出報告書

慶弔費等の種類 (○印をつける)		区 分	備 考
	結婚祝	(結婚年月日) 年 月 日	5,000 円、祝電
	昇段祝	(段位) _____ 段	六段稽古衣、七段袴
	死亡弔慰金	(会員氏名) (続柄) の	本人 1 万円、生花又は花環 その他 5 千円、弔電
	疾病見舞金	会員本人 (入院 7 日以上)	5,000 円
支 出 日		平成 年 月 日 ()	
会 員 氏 名			
特記事項			

上記のとおり報告する。

平成 年 月 日

稲城市剣道連盟理事長

印